

住民監査請求（特別区設置協定書広報事業2）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、令和2年10月30日（金曜日）に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。（却下、結果は同年12月2日決定）

1 請求の要旨

特別区設置協定書広報事業に係る支出について、違法な公金支出を返還させるために必要な措置を講ずるよう請求せよ。請求の理由は次のとおりである。

- （1） 市民は都構想賛成の住民も、反対の住民も含めての全住民の市長であるとの自覚が乏しいと感じざるをえない。広報紙作成印刷経費等の経費211,306,000円の返還させること。
- （2） 住民説明会費用も上記同様に公平な双方の説明会とはなっておらず、一流のホテルでの開催場所を選ぶことに市民の汗水たらして納めた税金を蔑ろにしていることの認識がない。これらの経費31,409,000円も返還させること。上記同様、オンライン説明会経費2,108,000円及び、新たな広報の充実経費14,234,000円も投票結果も出ていないのにこのような経費は認められない。
- （3） 都構想についての、アンケートによれば、各政党の賛否両方の配布及び、説明会を行うべきだったとの意見が実に59%もあった。維新の会代表である市長本人が先頭に立って、指揮していることの違法性はないのか、4億円もの巨額の資金がありながら、なぜ上記の公金である支出合計金額259,057,000円もの公金を支出したのか、公私混同の極みである。
- （4） 都構想は否決されたにもかかわらず、再度挑戦するのであれば、新聞記事にも掲載されている通り、各政党の提案、説明会を同時に行うべきであり公平とは言えない。
- （5） 新聞配達内に折込チラシ、都構想反対のビラの紙面の中に都構想に関しての問い合わせは大阪市の副都市推進局と明記され、前市長の写真と共に都構想の中身まで踏み込んだの記載に、これらが事実であるなら、市税まで使った都構想はいったいなんの意味があるのか、このようないい加減な資料の為に、大切な私たちの税金から259,057,000円もの金額が、広報活動に使われている。

2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討する。

請求人は、要約すると、財務会計行為として、大阪府大阪市の特別区設置協定書広報事業に係る支出に関して、広報紙作成印刷経費等、住民説明会費用、オンライン説明会経費及び新たな広報の充実経費の各支出につき、違法不当の理由として1の請求の要旨のとおり主張する。

住民監査請求は、地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを目的とする制度である。もっとも、その請求の対象は具体的な機関又は職員の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。よって、その違法又は不当とは、財務会計法規上の義務違反に限られるものである。もっとも、住民監査請求は、地方財務行政の適正確保を目的とすることに鑑み、非財務会計上の行為等に関する違法、不当の主張であっても、非財務会計上の行為等が無効、あるいは、著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるといえるような場合、財務会計法規上の義務に違反する違法なものとの主張があったと認められる場合もあると解する。

請求人の主張事實は、前記各支出行為の財務会計法規上の義務違反を主張するものとはいえない。

もっとも、前記各支出行為は大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第2項に基づくものであるところ、請求人の主張事實は、非財務会計上の行為等に関する違法、不当の主張といえる。しかし

ながら、請求人の主張事実についてみると、長の行為が具体的にいかなる法規に違反して無効なのか特定できておらず、また、同法第7条第2項で認められていると解される長の裁量につき、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵として、著しく合理性を欠き、裁量の逸脱あるいは濫用があったとの根拠となり得る具体的な事実の主張がなされているとはいえない。

以上のとおり、本件請求における請求人の主張は、いずれも財務会計法規上の義務違反等の理由となり得る具体的事実を主張したものと認められない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。